

宝永地震と富士山噴火

厚木市史編集委員会委員長 内藤 佳康

1 はじめに

元禄十六年（一七〇三）十一月の地震後、翌年三月、宝永と改元されましたが、その四年後に再び大地震が発生しました。「厚木市史たより」第6号に引き続き、この宝永地震と富士山噴火を紹介いたします。宝永四年（一七〇七）は大地震と富士山噴火が相次いで発生、多くの庶民生活に影響を与えました。大地震は伊豆から西の諸国に被害が大きく、宝永富士山噴火は東側の相模、武蔵等の国々に降砂による農作物被害等長期間に渡り影響を与えました。

2 宝永四年の大地震

宝永四年十月四日、東海、南海大地震が発生しました。規模はマグニチュード8.4と推定されています。この地震は東海、紀伊、四国地方に大きな災害を与え、江戸や小田原方面でも被害が生じています。『徳川実紀』は、次のように記しています（地震関連部分を抽出、要約して紹介します）。

「十月四日大地震あり。○五日この夕又大地震あり。○六日駿城内外四日の地震に破壊せるよし注進あるにより云々。○七日豆州下田湊四日の地震に高潮をしあげ、各所破損の注進あり、甲州身延山富士川口崩れ、遠州荒井の海口も損じ、その他三州城々宿々此禍にかゝら

ざるはなし、大坂は民屋一万六百転覆し、生口三千廿人ほど死失せ、土佐は田圃多く海にいりしと聞ゆ。○十三日こたびの地震によて、東海道路筋、大坂まで見分すべき旨、目付安部式部信旨、坪内覚左衛門定常に命ぜられいとまたまふ。○この月令せらるゝは、こたび各国地震により、物価騰貴せしむべからず、此末物価たどくならんとはかり、買貯ふものあらば曲事たるべし。」

被害は豆州海岸の津波に始まり、大坂・四国まで広範囲に被害が生じました。

この地震は十月四日昼四時過（午前十時過ぎ）発生、翌五日の朝六時過（午前六時頃）再び強震が襲いました。江戸城廻りが少々破損、小田原城も同様に破損しました。また駿府城が損壊、久能山御宮大破、上方筋まで強震、大坂城内外も大破しました。特に土佐・伊予・志摩・三河の揺れが大きく同時に津波も発生、人馬が被害を受けています。新居関所（静岡県湖西市）の船藏船では津波で引取人が死亡しています（『神奈川県史』資料編5近世(2)資料178 602頁）。

またこの年は「秋風はげしくして田作大違、十月四日四時西国之大地震、同時大坂之大津浪死人は数をしらず、関東ハ少し之地震也。」とあります。この地震は関東では比較的被害も少なかったようです（『小田原市史』史料編 近世Ⅱ 藩領Ⅰ 史料270 408頁）。

この大地震により物価が騰貴し、幕府は物価騰貴を抑制するため、宝永四年十月買置き禁止令を出しています（『御触書寛保集成』資料1627 829頁）。

以上、宝永大地震を紹介してきました。この地震は東海・東南海・南海連動型地震と推定されており、わが国最大級の地震に数えられます。地震の被害は死者二万人、潰れ家六万戸、流失家屋二万戸、津波は太平洋側伊豆、紀伊半島、四国まで押し寄せ大きな被害を生じ、四十九日後に発生する宝永大噴火を予兆させる地震でした。

3 宝永の富士山噴火

宝永四年十一月二十三日昼頃、富士山の噴火が始まりました。再び『徳川実紀』から引用してみます（噴火関連部分を抽出、要約して紹介します）。「○二十三日けさ未明より府内振動をびたし。はたして駿河の富士山の東偏火もえ出。砂灰吹出し、近国の田圃みな埋没せしとぞ聞えし。○二十五日けふも地震しばくなり。富士山の砂灰田圃を埋没せるよし聞えければ、徒目付を巡察につかはさる。」

とあります。また新井白石は「折たく柴の記」で、江戸市中の降砂の状況を次のように記しています（日本古典文学大系95 岩波書店 222頁）。

「(前略)よべ(二十三日)地震ひ、此日(二十四日)の午時(昼十二時頃)雷の聲す。家を出るに及びて、雪のふり下るがごとくなるをよく見るに、白灰の下れる也。西南の方を望むに、黒き雲起りて、雷の光しきりにす。(中略)白灰地を埋みて、草木もまた皆白くなりぬ。(中略)やがて御前に参るに、天甚だ暗かりければ、燭を挙て講に侍る。戌の時(午後八時頃)ばかりに、灰下る事はやみしかど、或は地鳴り、

或は地震ふ事は絶ず。廿五日に、また天暗くして、雷の震することくなる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し。「此日、富士山に火出て焼ぬるによれり」といふ事は聞えたりき。これよりのち、黒灰下る事やまずして、十二月の初におよび、九日の夜に至て雪降りぬ。此ほど世の人咳嗽をうれへずといふものあらず。(後略)

白石は二十四日の降砂が、原因は何か全く分からず、漸く二十五日に至り、富士山爆發があつたことを知りました。

また、相州小田原地方の様子を見てみましょう。「宝永四年亥十一月廿三日昼曇西南之方黒雲出、気色悪敷相成候処、同日未之刻(午後二時頃)比灰之様成物ふり、家根之上、地之上へかきよせ候程積り申候、同夜ニ入右之降物黒キ焼砂のよふニ成物降り、翌朝砂ニ成大分ふり申候、廿四日夜る昼も行燈ヲ用申候、右之砂富士山焼候故大分降申候」(『神奈川県史』資料編5近世(2)資料178 607頁)。

以上のように記録されています。江戸市中と同様小田原方面でも昼間も薄暗く、行燈を灯す程であつたことが分かります。

では、幕府は未曾有の噴火と降砂に対して、どのような対応をとつたのでしょうか。

幕府は、宝永五年(一七〇八)正月、武州・相州・駿州三国に対して、つぎのように布達しています。まず、砂降りの村々は降砂を今もそのままにしているが、春の耕作前に砂を取り除くよう領主より村中百姓へ申し付けること。降砂で難儀している

村々でも先ず自力で取り掛かり、砂を片付けることを申し付け、その上で御救いを実施することとする。百姓を飢えさせてはいけない、としています(『御触書寛保集成』資料1397 745頁)。

これを受け、村々では村高(田畑別)、家数、人数、人別(十五歳〜六十歳人口)、馬数、寺社を書上げ、代官に提出しています。その一例が「宝永五年閏正月愛甲郡温水村・浅間山村・高坪村高反別書上帳」として残っています(『厚木市史』近世資料編(2)村落1 資料254 565頁)。

このことは、まず復旧・復興に関わる基礎調査(特に労働力人口と馬数の把握)が実施されたことを語っています。

幕府は宝永五年閏正月十八日、この降砂の影響で、小田原藩領内を幕領に編入し、幕府自らが復旧・復興にあたることとしました。復旧・復興の一段落後、享保七年(一七二二)から同十年まで一時小田原藩の預り地に復帰しますが、再度幕領となり、編入から四十年後の延享四年(一七四七)に再び小田原藩領となりました。

4 市内の噴火被害の様子

ここでは、愛甲郡内の噴火被害について紹介いたします。まず下荻野村名主武兵衛の書き記した記録には、次のように記述されています。

〔前略〕宝永四年丁亥霜月廿三日、昼前ノ頃暮六ツ(午後六時頃)迄くらやみ入、しんとうらいでん、夫々七日七夜砂ふる事、十四日壹尺(30cm)程ニ積ル、富士山すそ野焼出ル、火ノ高廿丈(6m)程上ル、富士ノ南東ニ富士山三分

一之山出来ル、麦作皆うまり、相摸惣郡是御公儀様迄御訴訟ニ罷出ル、同子ノ閏正月十六日砂御見分御出、同子ノ三月六日ニ又候御見分御出、其時百石ニ付三両麦種買代、壹反ニ永五十文、七十町余之畑方へ被下、馬飼料壹疋ニ鏝三百文ツ、被下

一愛甲郡不残道普請之事
宝永五年子ノ閏正月下旬ニ惣役人相談ニては、極上・下大山海道式間半(45m)、外大通り式間(36m)、ごう入壹丈(3m)、脇田畑道九尺(27m)

美

宝永五年正月十八日、この降砂の影響で、小田原藩領内を幕領に編入し、幕府自らが復旧・復興にあたることとしました。復旧・復興の一段落後、享保七年(一七二二)から同十年まで一時小田原藩の預り地に復帰しますが、再度幕領となり、編入から四十年後の延享四年(一七四七)に再び小田原藩領となりました。

図1「下荻野村元禄大地震・宝永降砂等につき書上」(下荻野 難波武平氏蔵)

と記録されています(『厚木市史』近世資料編(5)村落3資料1206頁頁・図1)。

昼頃より噴火が始まり、噴煙が太陽を遮るほど多量となり、昼でも薄暗く、地震、雷鳴が轟き渡りました。この砂降りは十四日間も続き深さは一尺(30cm)程降り積もりました。そして新たに噴火口が開きました。村では街道・農道に至るまで、砂に埋まり取り除き作業を行なったことが分かります。

次に温水村の様子について紹介します。宝永噴火砂降りは、十一月二十三日から翌十二月八日まで続きました。田畑一面に降り積もった砂を村中男女総出で取り除き作業を実施しましたが、膨大な人手と労力を必要とし、到底自力では復旧のめどがたらず、その上、麦作も不作となり、幕府に救助を求めています(『厚木市史』近世資料編(2)村落1資料283頁頁)。

降砂は平均七寸(21cm)程に積もり、この砂捨場が見つからず、水田は田の一部へ片付け(一反につき三五坪)、畑方は掘つてうない込みして作物を仕付けることになりました。麦作は四七町六反歩作付けしましたが、一町七反歩のみ成長が見られましたが、大部分は腐ってしまいました(『同書』資料255頁頁)。

温水村の内、「宝永五年浅間山村年貢割付状」によると、宝永四年霜月中に砂が降り積もり、潰地になったため村高一八七石余のうち四四石余(24%)の年貢が免除されています(『同書』資料313頁頁)。そして、年貢は定免制(過去数年間の収穫量を平均し、年貢率を変えない方法)でし

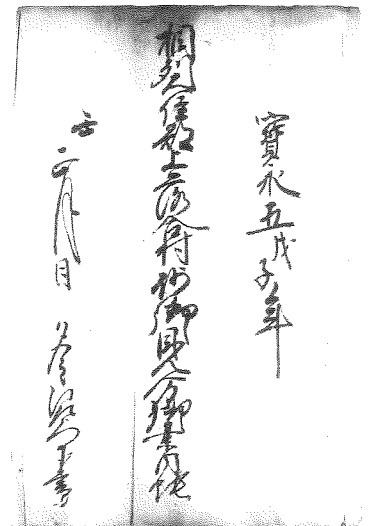


図2 宝永5年閏正月「相州大住郡上落合村砂御見分御案内帳」(『厚木市史』近世資料編(2)村落1所収)

たが、降砂被害により見取(毎年実際の作柄を調査し、年貢を賦課する方法)に変わりました。

次に、大住郡上落合村(厚木市)の様子を紹介します。上落合村の耕地は、水田中心であり、降砂を除去する空地がないため、水田の中に砂を寄せています。畑地は鍬でうない込み、屋敷地は降砂を敷地の中に取り込むこととしました。降砂の深さは六〜七寸(18〜21cm)、温水村とほぼ同様の降砂(深さ)でした(『同書』資料727頁頁・図2)。

また近隣の大住郡西富岡村(伊勢原市)では一尺二寸(36cm)、高座郡内でも一尺余の降砂があり、愛甲・大住・高座郡一帯の降砂はほぼ同程度と推定してよいでしょう。

5 降砂と河川改修

宝永の噴火は、膨大な降砂を発生させ、直接農作物に被害を与えたのみならず、降雨によって河川に降砂が流れ込むこととなりました。このため、幕府役人の見分(実地調査)の結果、宝永五年閏正月九日、西国五大名によるお手伝い普請が命じ

られました。

相模国内では、豊前国小倉藩(福岡県)小笠原氏、備前国岡山藩(岡山県)松平氏、越前国大野藩(福井県)土井氏、肥後国熊本新田藩(熊本県)細川氏、因幡国新田藩(鳥取県)池田氏の西国五大名のお手伝い普請が実施されることになりました。酒匂川(小田原市)に本隊がおかれ、大住郡・愛甲郡の中小河川も同時に砂洗い普請が実施されました。

丁場(普請工事現場)は、大住郡内の金目川・日向川・洪田川・大根川・善波川、愛甲郡内では小相(子合)川(現荻野川)・飯山川(現小鮎川)が越前国大野藩土井氏のお手伝い普請場所に決まりました。

普請工事は、宝永五年五月初め頃より開始され、およそ一か月で完了、六月二日には丁場から各大名が引き揚げを開始しています。この普請工事自体は、町人が請負い施工しました。

降砂はその後も上流から降雨等により流れ下り、再び河床が高くなり後溜いの必要が生じました。新たな大名へお手伝い普請が翌六年、七年にも命じられ、三か年間でおよその降砂浚渫工事は完了を見たと考えられます。

一方、村請普請願(村で普請を請け負うこと)も見られました。宝永五年四月、「恩楚(曾)川砂浚願書」によると、上古沢村から湧出する恩曾川は幅平均二間半(4.5m)でしたが、降砂で平均三尺五寸(105cm)ほど埋ってしまいました。川的全長五四二三間(976m)で、砂埋り面積は七九〇八坪余、流域八か村(上古沢・下古沢・飯山・愛名・

寶永五年四月

恩曾川砂浚願書

温水 山口 八箇村

図3 宝永5年4月「恩曾川砂浚願書」(温水 山口克忠氏蔵)

温水・恩名・下岡田・上岡田)で、目論見書を作成し、埋砂の片付けを願っています(『厚木市史』近世資料編(2)村落1資料257頁〜図3)。

この願い出の結果は、判然としませんが、様々な降砂除去の動きがあったことを知ることができます。

6 おわりに

今回、宝永富士山噴火を中心に紹介しました。幕府からの救助金は高百石につき金三兩、種麦買代一反につき永五十文、馬飼料代一疋につき鑿三百文が村中の百姓に交付されました。

噴火に伴う降砂は、永く庶民を悩ませました。降砂の処理方法は、畑地では鍬によるうない込みの方法、水田では空き地や雑草地への運び出しや水田の一角所に集める方法などにより、降砂除去対策が実施されましたが、多量の火山灰は一時に実施しきれぬものではありませんでした。

温水村渡辺領の享保十四年(一七二九)年貢割付状によると、水田九町七反八畝余のうち九反六畝余(およそ10%)が、二十年経過後も砂置場とな

っており年貢免除となつています(『同書』資料285 603頁)。

降砂は耕作地以外の空き地、畦地などにも積み上げられました。降雨時には多量の火山灰が各河川に流れ込み河床が高くなり、一度の砂浚いで済むことはなく、後浚いが必要となりました。この除去作業は非常に長い年月を必要とし、現在でも宝永噴火の砂層が崖地や水田中に残っています(図4)。

また、『新編相模国風土記稿』金田村(厚木市)の項に、「塚 宝永四年富士山焼し時の砂を寄置し所と云」とあり、降砂を塚型に堆積した事例も確認できます。このほか、厚木市立藤塚中学校付近にも富士噴火の火山灰を寄せ集めた場所があつ

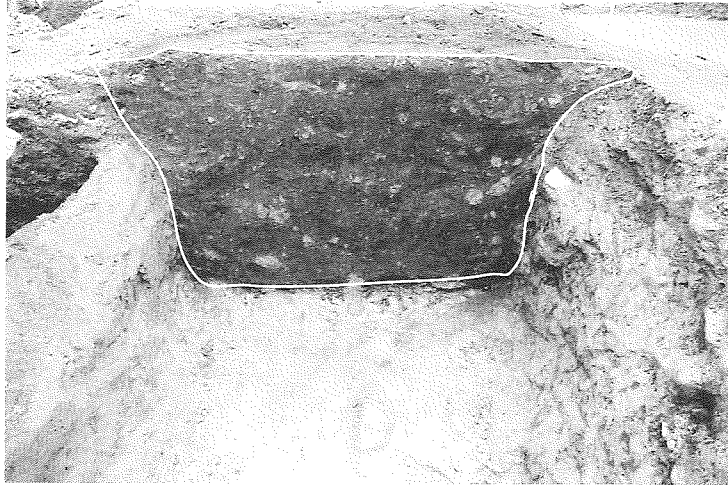


図4 溝を掘って埋められた降砂(白線で区画した中央の逆台形状部分)『東町二番 市街地再開発事業に伴う旧厚木宿の埋蔵文化財発掘調査報告書(II)』所収

たと伝えていきます。現在厚木市立依知北公民館北側の浅間神社境内に、昭和五十五年「富士塚」の碑が建立されています(図5)。

このように、宝永噴火の被害は、降砂堆積による耕地への被害(年貢減少)と河川への流入による洪水被害が特徴でした。

現在、私たちは富士山を見ている限り、当時の大噴火と噴煙の様子は想像すら出来ませんが、いつ富士山が噴火してもおかしくない時期に来ていると思ひ、準備をしておく必要があるでしょう。

事務局からのお知らせ

『厚木市史』編さんのため、古い資料や昔の写真などの情報を集めています。また、聞き取り調査も行いたいと思っております。戦時中の体験等厚木市域に関してお話いただける方がいらっしゃいましたら、御連絡くださるようお願いいたします。



図5 富士塚の碑(上依知 藤塚浅間神社所在)

■平成二十四年度 厚木市史歴史講演会講演録

都市と農村の食文化 ―江戸時代を中心に―

講師 原田信男氏

(国士舘大学21世紀アジア学部教授)

日時 平成24年10月28日(日)午後2時から

場所 厚木市ヤングコミュニケーションセンター

5階 大会議室

参加者 80人

I はじめに―日本の食文化

私たちは世界的にみて米・麦・とうもろこし等のイネ科の種子を食べてきました。ユーラシア北西部⇨ヨーロッパは基本的に麦と乳製品と肉の文化であるのに対して、日本の食文化は、アジアモンスーン地帯にあつて稲作文化で、魚がセットになつており、味噌や醤油などの穀醬こくじょうを使った調味料が発達してきました。日本が一つだけ東アジア、東南アジアと歴史的に違うところは豚を食べなくなつたということです。七世紀の古代律令国家は一種の信仰に基づき、米を育てるために、稲作と一緒に伝わった豚の文化を排除し、米と魚と鶏(二足)という日本の食文化の伝統を形作りました。ただし初めは天皇・貴族の「大饗料理」(皿数が偶数でスプーンがつく)や、このあと入ってきた中国の禪宗寺院で発達した料理法「精進料理」のよう



講演中の原田信男氏

に中国の影響を大きく受けていました。そして室町時代に

なつてやつと日本的な料理の原型「本膳料理」(七五三の膳というように、奇数で膳組、献立を作る)が完成し、鯉や昆布による「だし」の文化が成立しました。また、たくさんの武家の包丁流派が成立して、秘伝書を残し、この時代に今日の料理のベースというものができ、江戸時代を通じてそれが発展したということになります。

それから儀式料理としての本膳料理の一部を切り取り、これに磨きをかける形で、茶の席でもてなしたのが「懐石料理」で、戦国時代に千利休によつて完成をみます。これが日本料理の最高峰で、近世の入り口にはすでに料理の技法なり文化なりがほとんど完成の域に達していたと言つても過言ではありません。

II 江戸時代の歴史的環境

では、江戸時代に大きく変わったところとは、料理もお金で買うことができ、料理本が出版されて、料理法・料理技術もお金で買える時代になつたということです。特定の人が特定の場所で食べるものだったのが自由に料理を楽しむ時代になり、従来のイメージとは違いそんなに貧しい時代ではなくて非常に豊かな文化の発達した時代です。一般庶民はそうはいかない部分もありますが、建前としてはそういう時代です。中央集権国家としての江戸幕府が成立し、すべて米に換算した価値基準ができ(石高制)、兵農分離により、町が発展したこと、そして年貢という大量の米や物資産物を運ぶために川と海の非常に細かな船の交通網が江戸時代に成立していたという事が、一番大きな問題だと思えます。

III 都市の食文化

○江戸前期の料理本と料理屋

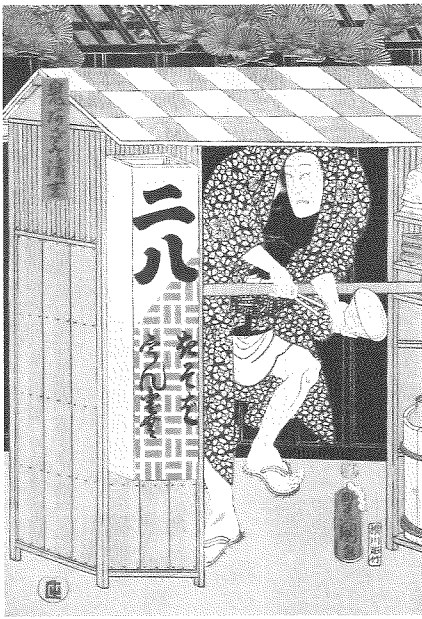
江戸時代二百六十年は一樣ではありません。私は享保年間(一七一六―一七三六)で前期と後期に分けるのが良いと思います。江戸前期はそれほど豊かな時代ではなく、本格的な料理屋は少なく、貸席料理(京都時宗寺院が部屋を貸し、料理人を呼んで作らせる)というのがありました。料理書は詳しいメニューブックで、まさに料理人が使うためのテキストとしての料理書です。非常に分厚い百科全書的な料理書が出版され、これを使つたのが、いわゆるセミプロ的な町の料理人であつただらうと思われれます。

○江戸後期の料理本と料理屋

江戸後期になるとだいぶ変わってきます。享保の改革では贅沢が厳しく制限されましたが、その改革が失敗し、次の田沼意次の時代、宝暦・天明期(十八世紀後半)は消費を第一とするような経済が発達した時代です。この時代に料理文化というのは非常に拓げるのです。料理というのはまさに消費の象徴ですから、料理屋がたくさんでき、料理本もたくさん出版されます。

○遊びとしての食文化

しかし松平定信の寛政の改革(一七八七―一七九三)によつて料理屋は一気に衰退し、料理本も出版されなくなつてしまいましたが、この改革もすぐに頓挫してしまいます。その後に登場するのが第十一代将軍徳川家斉の大御所時代であり、その前の揺り戻しで文化・文政期(一八〇四―一八三〇)の自由な時代がやってきます。文化というのは政治が強くなった時期には押し潰され、むしろ経済が強い時に自由な展開がある、ということが言えます。



二八そば屋の担い屋台
江戸の食生活を支えた移動式屋台の一例
で、「二八 きそば うどん」とある。
(錦絵は歌川豊国画)『江戸の料理と食生活』所収

それがこの時代に顕著であって、消費を美德とするこの時代に著しく発展し、この時代は日本料理の爛熟期・完全なピークです。文化・文政期の料理というのは、農村はちよつと別ですが、かなり庶民にまで根付いたといえます。

この頃は料理指南所(クッキングスクール)、ドライブインの食事処など、あらゆる食産業が出揃い、また大酒・大食いの会が開かれるなど江戸の食文化は「遊び」の性格を強くして十八世紀の後半から十九世紀の前半は庶民が食を楽しんだ時代です。しかし毎日遊んでいたわけではなく、ハレとケがあつてハレの時は食を楽しむ、行楽を楽しむ、という文化がありました。

○江戸のソバ・うどんと周辺農村

そば屋が成立する条件はいくつかあります。基本的に武蔵野台地で、水の少ない畑作地帯で小麦・蕎麦を作っていたこと。これにもう一つ介在しているのが「粉屋」、つまり千住・板橋・品川・新宿などの宿場にたくさんあつた小麦粉などを提供する穀物商の存在です。彼らが武蔵野の蕎麦と小麦を買って供したため、江戸のソバ・うどんの文化は成立しました。そのほかにも小松菜・練馬大

根のように江戸の大消費地に出す名産野菜を作つて周辺の農村は稼ぐ、という関係になつていきます。

IV 農村の食文化

○厚木地域の食生活

『厚木の民俗』II 祭祀行事「祭祀行事の食べ物」(表15 290頁)を見ると、江戸時代以来の伝統をひいた食生活がこうした民俗資料に残つたものだと考えられます。この表の中で下川入に「カテメシ」とあるのがおもしろいと思いました。普通の用語法とは異なり、ここでは五目飯・五目ずしのことを指しているのだと思います。このほかにソバ・ボタモチなど粉食が江戸時代から広まりますが、農民にとつてソバ・うどんはごちそうでした。

われわれ日本人の食生活というのは米が一番よい食べ物で、天皇の祭祀というのは今も米の祭祀です。一般の家庭で毎日白い飯が食べられるようになったのは一九六〇年代高度経済成長の頃で、それ以前は基本的にはカテメシ(クイノバシメシ・マゼメシ、これは米をいかに食い延ばすかというものを)食べてきました。ただ、ハレとケは違います。ハレの時は白米、日常的にはカテメシ・マゼゴハン・稗めし・粟めし・豆めし・大根めしをずっと食べてきて、だいたい高度経済成長期以前はその使い分けを知っていたはずで、ハレの日は年間八十日くらいありました。残りの日は昭和三十年代までカテメシでした。ハレの時は楽しむという事です。

○冠婚葬祭と旅行

江戸時代、伊勢参りはもう一つの目的が食べることで、その旅日記に料理が記録さ

れることもあり。それは次に伊勢参りに行く人のためのものでした。町・村には必ず料理人がいて非常に重要な役割を果たしていました。伊勢参りで見たり、食べたりしていろいろな料理を学び、それを取り入れ、本膳料理のようなものを婚禮とか法事で出していました。またそれを助けるものとして、富山の薬売りみたいに村々を回る貸本屋がいて、その荷の中には料理本が必ず入っていて、借りた人はそれを書き写し、料理文化は村(地方)にも広がっていったということが残された目録からわかります。

V 政治と食文化—改革の狭間と明治維新

文化・文政期の料理文化は、再び天保の改革(天保年間は一八三〇〜四四)によって祭祀の自粛・規模の縮小など儉約経済政策が採られ、これ以後甦ることはありませんでした。天保の改革に続くのは明治維新で、政治の節目となります。天保の改革から明治維新は始まったのです。そして西洋料理が入ってきて、明治四年(一八七一)には天皇によって肉食再開が宣言され、フランス料理が推奨されます。やがて宮中では西洋料理が正式に採用されますが、やはり日本料理が最高潮に達したのは文化・文政期ということになります。

かけあしでしたが江戸の料理文化ということで大都市江戸とその周辺の農村、厚木の食文化について説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。(進本記録)

(本稿は事務局が講演要旨をまとめたものです。)

近世資料編を読むために(5)

一番古い年貢関係文書など

厚木市史編集委員会近世編部会
部長 神崎 彰利

本誌第6号において、旗本領における特徴のある年貢賦課の事例である「土免制」についてふれました。そして市内の元禄十年(一六九七)二月温水村渡辺領で年貢米二二五俵を土免制で請け負ったこと、さらにこれが関東における土免制存在の初確認であることを述べ、この外は「後述」としました。そこで本号では渡辺領の土免制について以下少し説明しておきます(以下『厚木市史』近世資料編(2)村落1による)。

温水村は元禄十三年(一七〇〇)現在、村高(村の規模)七七六石五斗二合からなり、村は一九一石四斗五升五合。木村孫次郎元信、一八七石四斗四升四合。土屋甲斐守朝直、一七六石三斗。町野酒之丞幸重、一五九石。渡邊兵左衛門盛、六二石三斗三合。三浦甚五兵衛政重の五給所領

からなっています(『同書』資料237 535頁)。市内の村々はこうした相給村落が多く、わずかに上古沢村のみが一村一領主です。相給村落・相給知行の場合、たとえば同じ村の中でも所領によって年貢率が違うなどとかく問題が少なくありませんが、こうしたことについては『厚木市史』近世通史編で詳述する予定です。

ところで渡辺領の土免についてですが、温水村五給所領の中で土免制が実施されたのは渡辺領のみで、他の四給所領では土免制はみられません。渡辺領の場合、現存する最古の年貢関係文書の寛文二年(一六六二)「年貢指紙」によると、所領高一五九石に対して年貢高は二四〇俵です(『同書』資料259 577頁)。渡辺領では一俵。三斗五升詰ですから石高に直すと八四石になり、この年貢率は53%となります。ちなみに五給のうち木村領では一俵。四斗詰で、また土屋領の年貢率は47%です。

この後渡辺領は、天和三年(一六八三)二二五俵、元禄九年(一六九六)二三〇俵、そして

旗本領の年貢率の事例

相模国		A	B	C
相模国		石合	石合	
海綾郡生沢村越領				
正保	3.11	33.275	10.080	(30)
承応	3.12	"	10.973	(33)
寛文	2.12	33.395	11.804	(35)
大住郡西富村戸田領				
寛永	21.10	392.021	148.967	(38)
承応	元 11	"	147.007	(37.5)
寛文	6. 6	"	167.001	(42.6)
大住郡白根・神戸村小笠原領				
宝永	2.12	501.563	207.024	(42)
"	6.12	405.847	172.751	(43)
大住郡北金目村瀧美領				
元禄	13.10	139.240	66.477	(47.7)
宝永	4.	"	34.551	(24.8)
正徳	2.10	"	45.585	(32.7)
大住郡北金目村三枝領				
元禄	12.10	264.707	86.844	(32.8)
宝永	6.10	"	85.284	(32.2)
大住郡日向村曾谷領				
元禄	13.11	81.247	31.480	(38.6)
高座郡恩馬村半井領				
寛永	9.12	797.692	250.200	(31.3)
高座郡深見村坂本領				
元禄	5.	214.767	101.894	(47.4)
武蔵国				
久良岐郡宮下村久世領				
元禄	11. 9	261.181	147.956	(56.6)
"	16. 9	"	159.548	(61)
宝永	5. 9	"	129.195	(49)
都筑郡中鉄村寛領				
天和	3.12	63.162	38.444	(60.8)
宝永	2.12	99.088	52.626	(53)
"	6.	"	53.569	(57)
"	7.	"	45.115	(45.5)
都筑郡勝田村久志本領				
宝永	7. 9	253.061	92.367	(36.4)

図1『神奈川県史』通史編2近世(1)所収

歴史講演会のお知らせ

(仮題)

「関東大震災と厚木市内各地の被害」

講師 樋口 雄一氏
(厚木市史編さん委員会委員長)

日時 平成25年6月23日(日)
午後2時から

場所 ヤングコミュニティセンター
5階大会議室

同十年に土免によって二二五俵。49%と、前年より五俵減少で定免となりました。領主権力による一方的な年貢賦課ではなく、土免という領主・農民の相対で年貢高が確定したのです。領主と農民、この間で最大の関心事は何といつても年貢の問題です。そこで一つの参考に、かつて筆者が『神奈川県史』通史編2近世(1)に記した県内旗本領十一領の所領高・年貢高・年貢率をまとめたものがあります(図1)。他に例がないので利用願えればと思います。

なお次回では、同じ温水村の土屋領を対象とし、その地頭法について説明する予定です。

厚木市史たより 第8号

平成25年4月1日発行

編集 厚木市教育委員会文化財保護課

発行 厚木市

住所 神奈川県厚木市中町3-17-17

電話 〇四六-二二五-二〇六〇

FAX 〇四六-二二三-〇〇八六

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しています。